

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	河辺地区 (河辺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、大規模な担い手が存在せず、地区内の担い手が2者(個人1者及び法人1者)のみであり、地区外の認定農業者5者(個人4名、法人1者)が入作として農地を借り受け耕作を担っている。また、多様な担い手として小規模農家が耕作継続していることで、地区内の農地を守っているのが現状である。今後、地区外の担い手が営農継続が不可能になった場合やリタイヤされた場合、地区内の担い手が病気や怪我等の事情で営農継続が困難になった場合などの対策が必要である。さらに、今後は、耕作者の高齢化や後継者不足により規模縮小やリタイヤが増える恐れがある。

また、地区内の水田は、ほ場整備後50年以上経過しており、経年劣化が激しく、点検の上、計画的な修繕・改修が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とするが、地区内では、概ね土地利用型作物による栽培体系を確立しているため、この栽培体系が継続されるよう努める。

また、一部の担い手により飼料用とうもろこしが栽培されており耕畜連携が図られていることから、地権者や地域の理解を得ながら耕作を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区では、既に担い手への集約化を進めていることから、今後、耕作者が離農される際は、原則として、隣接農地の耕作者が借り受けることで、円滑に農地の集積・集約化を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作者の離農が生じた際は、原則として地権者は農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため、地権者の同意が得られる範囲での畦畔除去について検討する。 また、点検・見回り等を行い、必要に応じて修繕・改修を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、当地区内で耕作している担い手への集積を中心とするが、担い手が病気や怪我等によるリタイアにより営農継続が困難となった場合、新たに地区外の担い手の確保等を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
⑦地区内の農道・水路等の施設について、水路清掃、農道草刈り等の共同作業は地域の地権者全員が行い、地区外の担い手は作業に参加しないこととしているが、今後、地権者の高齢化に伴い共同作業に出る人の減少が見込まれるため、維持管理手法についても検討・協議していく。